

## 【意見】

子どもは未来の宝との観点から地域の人々が子どもを見守り、育てていく文化、風土を醸成するため、現在の官立学校の名称を「市民立」と変更することはできないでしょうか。

広く市民が我々の学校と意識するようになる思うのですが。

男性60代：市内在住

## 【回答】

### 1 幼稚園・学校について

現在の公立学校等の名称を「市民立」と変更することができないか、とのご意見ですが、学校の設置者につきましては、学校教育法第二条に規定があり、その規定では、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校となっています。また、幼稚園につきましても同法で規定されています。それらのことから、市民が設置者となる「沼田市民立〇〇学校」という名称変更はできません。

しかし、保護者や地域の協力なしには学校の教育活動は成り立ちませんので、「地域の中の学校」であることを念頭に置き、一層親しみのある学校にできるように努めてまいります。

今後も、教育委員会及び各学校の教職員は、「市民に支えられている学校」という意識をもって職務に専念してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

担当：教育部学校教育課学校教育係

### 2 保育園について

現在の公立保育園の名称を「市民立」と変更することができないか、とのご意見ですが、沼田市が設置する保育園の名称は「沼田市保育園条例」により定められており、例えば「ぬまた南保育園」の正式名称は「沼田市ぬまた南保育園」となっており、国や県の交付金を受けて市で「設置」「運営」を行っています。

市民の方々の協力なしには公立保育園の運営を行っていくことはできませんが、「市民立」といたしますと、特定の方々が直接自分たちで「設置」「運営」を行っている意味合いとなることから、名称は現状のままとし、より市民の方々に親しみを持っていただけるよう、教育・保育の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

担当：健康福祉部子ども課保育係